

## 積算業務民間委託に係る第15回技術調査実施要項

令和7年8月22日

県土整備部整備企画課

### 1 趣旨

この要項は、積算業務民間委託に向け民間の技術的能力を確認するため、第15回技術調査を実施することとし、これに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 調査日及び会場

調査日：令和7年10月2日（木）又は10月3日（金）のいずれか1日

会場：青森県建設技術センター 3階

青森市中央三丁目21番9号

### 3 受験料

無料とする。

### 4 受験資格

#### (1) 企業

次に掲げる条件を全て満たしていること。

①県内に本店を有していること。

②青森県建設関連業務有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。

③建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条第1項の規定による建設コンサルタント登録簿に登録されていること。

#### (2) 受験者

上記（1）の条件を満たす企業に所属する者。但し、これまでの技術調査において2回連続して合格した者（従事認定者）は受験不可とする。

#### (3) 受験人数

今回の技術調査に合格することにより積算業務従事認定者となり得る者を優先し、その他の者は受験人数や受験希望日を調整することがある。

### 5 当日のスケジュール

令和7年10月2日（木）9:30～16:30

令和7年10月3日（金）9:30～16:30

#### (1) 受付から操作練習まで

9:30～10:00 受付

10:00～10:15 受験に関する説明

10:15～12:00 土木積算システムの操作説明・操作練習

13:00～14:00 土木積算システムの操作練習

- ①受付時は、係員に受験番号を伝え、本人確認ができる顔写真付の運転免許証等と企業に所属していることを証明できる社会保険証等を提示すること。
  - ②受付時刻を過ぎた場合は、受け付けない。
  - ③システムの操作練習は、所定の時間内で行うこと。
  - ④質問は、システム操作方法に関すること以外は受け付けない。
  - ⑤トイレ等に係る入退室は自由とする。
  - ⑥昼食時間は12:00~13:00とし、会場内での食事が可能である。
  - ⑦操作練習終了時は、作成した設計書を全て削除し、係員の確認を得ること。
- (2) 試験時 (14:30~16:30)
- ①問題及び土木積算システム操作に関する質問は、受け付けない。
  - ②トイレ等で退室を希望する者は、挙手し、係員の了解を得ること。
  - ③試験開始時において着席していない場合は、受験を無効とする。
  - ④積算終了後は、積算結果(帳票)をPDFファイルに変換し、デスクトップ上に保存する(ファイル名は受験番号の下2桁とすること)。次に保存したファイルをUSBメモリにコピーし、持ち帰ること。※USBメモリにコピーしたPDFファイルは、合否発表を確認するまで消去しないこと。
  - ⑤USBメモリへのコピーが完了した者は挙手し、係員の確認を得て、試験終了となる。
  - ⑥早期退出は15:30以降認めず。希望する者は、上記④⑤を実施する。その後、各自の持参品を全て持ち帰ることとし、退出後の再入室は禁止する。
  - ⑦積算の全体作業が未完成であっても、試験終了の16:30には④⑤の作業を終了すること。

## 6 受験申込

別紙「積算業務民間委託に係る第15回技術調査受験申込書」に企業単位で所要事項を記入のうえ、令和7年8月22日(金)から令和7年9月5日(金)までの申込受付期間中に、下記へメールで提出すること。

送付先メールアドレス:

県土整備部 整備企画課 技術調査担当<takuhiko\_izumi@pref.aomori.lg.jp>

## 7 受験申込後から技術調査前までの流れ

### (1) 令和7年9月11日(木)

受験者が所属する企業あて、受験番号等をメール送付するので、必ず受信確認のメールを返信すること。県からメール送付されない場合は令和7年9月15日(月)までに連絡すること。

### (2) 令和7年9月18日(木)

受験者が所属する企業あて、技術調査当日と内容を同じくする問題(数量は当日の試験問題と異なる)をメール送付するので、必ず受信確認のメールを返信すること。問題が送付されない場合は、令和7年9月23日(火)までに連絡すること。

また、事前視聴動画を配信するので、調査日前日までに必ず視聴すること。

## 【問題の定義】

問題とは、「特記仕様書」、「数量集計表」、「条件一覧表（積算に不可欠な情報を整理したもの）」「図面」である。

### 8 当日持参するもの

#### (1) 必ず必要なもの

- ①本人であることを証明する顔写真付の書類（運転免許証等）
- ②企業に所属していることを証明する書類（社会保険証等）
- ③問題（事前にメール送付する）
- ④フォーマットされたUSBメモリ（保存データが無いもの）

#### (2) 持参可能なもの

##### ①積算基準書

- ・土木工事標準積算基準書（共通編）（令和7年10月1日以降適用）  
青森県県土整備部
- ・土木工事標準積算基準書（道路編）（令和2年10月1日以降適用）  
青森県県土整備部
- ・土木工事標準積算基準書（河川編）（令和元年10月1日以降適用）  
青森県県土整備部
- ・土木工事標準積算基準書（共通編）2025年度版 国土交通省（市販図書）
- ・土木工事標準積算基準書（河川・道路編）2025年度版 国土交通省（市販図書）

##### ②設計単価表

- ・設計単価（令和7年10月1日以降適用）青森県県土整備部（物価資料掲載単価を除いた公表版）

\* 上記の市販図書以外の図書は、整備企画課ホームページに掲載している。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hyouzyun-sekisan.html>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/shinsekisan.html>

##### ③設計書作成要領（青森県県土整備部）

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkeisho-sakusei.html>

##### ④電卓

##### ⑤筆記用具

### 9 出題内容等

#### (1) 出題範囲

出題範囲は、「河川事業、砂防事業、現道拡幅、歩道設置、舗装新設、道路改良工事等で重要構造物を含まない簡易レベルのもの」とする。

#### (2) 試験数量

当日は、事前送付した数量集計表とは異なる数量集計表を配付するので、それに基づき計上数量を算出し、積算を行うこと。

## 10 配点の考え方

(1) 配点は「積算結果(帳票)」を対象とし、条件一覧表、数量集計表の情報を正確に積算システムに入力している場合に加点し、入力を要しない箇所への入力減点する。

(2) 下記①～⑤の合計点数を100%とする。

### ①設計書表紙

・「工事番号」、「工事名」、「工事場所」、「工事日数」について各2点を加点する。

### ②工事総括表の概要取込

- ・各項目につき2点を加点する。
- ・工事概要1行につき2点を加点する。
- ・ unnecessaryな行がある場合は、1行につき1点を減点する。

### ③設計内訳書

- ・レベル1～3の行は1行につき2点を加点する
- ・レベル4細別、レベル5規格の欄2点、数量2点、単位2点を各行でそれぞれ加点する。

### ④積算参考資料

・「単価使用年月」、「単価地区」、「週休2日補正」「施工時期補正」について各2点を加点する。

### ⑤一式当り内訳書

- ・1行につき2点を加点する。
- ・入力条件において全項目が正確に入力されている場合に限り、各条件につき2点を加点する。
- ・登録単価がある場合、それぞれ2点を加点する。

## 11 第15回技術調査の結果

### (1) 合格基準

得点率90%以上を合格とする。

### (2) 合格者及び正解の発表

合格者の受験番号及び正解を令和7年10月29日(水)に整備企画課のホームページに掲載する。

### (3) 合格を証明する文書

合格者には、合格を証明する文書を令和7年11月14日(金)までに発出する。

### (4) 合格者名簿

合格者の所属する企業名、合格者の氏名、合格履歴を記載した合格者名簿を整備企画課長が管理する。

### (5) 異議申し立て

①上記(2)について異議のある受験者または企業は、発表の日から起算して7日以内に、書面により整備企画課長あて請求をすることができる。

②整備企画課長は、上記①により受験者または企業から請求がなされた場合は、7日以内に回答するものとする。

## 12 その他

### (1) 不正行為

①なりすまし等の不正受験が発覚した場合は、失格とする。

②受験中に私語を交わす、他者のパソコンをのぞき見るなどの行為が確認された場合は失格とする。

### (2) スマートフォン等の電子機器

電源を切るかマナーモードにし、カバン等に収納しておくこと。

### (3) 体調不良

体調不良の場合は、挙手して係員に申し出ること。

### (4) プリンタ

会場には入力結果を印刷するためのプリンタの持ち込みができないので、内容の確認は、パソコンのディスプレイ上で行うこと。

### (5) 飲み物

会場における飲み物は、倒れても中身の漏れないペットボトル等のみとする。

## 13 問い合わせ先

青森県 県土整備部 整備企画課 技術管理グループ

技術調査担当 泉

E-mail takuhiro\_izumi@pref.aomori.lg.jp